

富山県報

毎週月、水、金曜日発行

令和7年6月11日

水 曜 日

第5386号

目次

目次	
規則	
○富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の指定の解除予定	3
○森林法第 189条の規定による告示及び掲示	
○地籍調査の成果の認証	4
○土地改良区の定款変更の認可	
○定款変更及び新規土地改良事業施行の認可	5
選挙管理委員会告示	
○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定	
○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し	6
公告	
○開発行為の工事完了	
正誤	
○令和7年3月31日付け号外(5)富山県訓令第4号	
○令和7年3月31日付け号外(7)富山県訓令第6号	7
○令和7年4月7日付け第5359号公告	

規則

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月11日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第41号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び告示」を削り、同条第2項を削る。

別表第1 避難所及び応急仮設住宅の供与の項の1の(3)中「350円」を「360円」に改め、同項の2の(1)中「6,883,000円」を「7,089,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の1の(3)中「1,330円」を「1,390円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の3の(1)中「19,800円」を「20,300円」に、「25,400円」を「26,100円」に、「37,700円」を「38,700円」に、「45,000円」を「46,200円」に、「57,000円」を「58,500円」に、「8,300円」を「8,500円」に、「32,800円」を「33,700円」に、「42,400円」を「43,500円」に、「59,000円」を「60,600円」に、「69,000円」を「70,900円」に、「87,000円」を「89,300円」に、「12,000円」を「12,300円」に改め、同項の3の(2)中「6,500円」を「6,700円」に、「8,700円」を「8,900円」に、「13,000円」を「13,400円」に、「15,900円」を「16,300円」に、「20,000円」を「20,500円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「13,600円」を「14,000円」に、「19,400円」を「19,900円」に、「23,000円」を「23,600円」に、「29,000円」を「29,800円」に、「3,800円」を「3,900円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項の1の(2)中「51,500円」を「53,900円」に改め、同項の2の(2)中「717,000円」を「739,000円」に、「348,000円」を「358,000円」に改め、同表学用品の給与の項の3の(2)中「5,200円」を「5,500円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同表埋葬の項の3中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改め、同表死体の処理の項の4の(1)中「3,600円」を「3,700円」に改め、同項の4の(2)中「5,700円」を「5,900円」に改め、同表障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去の項の2中「140,000円」を「143,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の富山県災害救助法施行規則の規定は、令和7年4月1

日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

(防 災 課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第271号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県氷見市窪字穴畑3283の70（国有林）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

富山県告示第272号

森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定を解除する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を氷見市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年6月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県氷見市窪字穴畑3283の70（国有林）

2 所在が不分明である通知の相手方

国

3 通知の要旨

1の森林について、令和7年6月11日富山県告示第271号のとおり保安林の指定を解除する予定である。

富山県告示第273号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和7年6月11日

富山県知事 新田 八朗

1 調査を行った者の名称

南砺市

2 調査を行った時期

平成25年11月11日から

平成29年3月22日まで

3 成果の名称

南砺市大字小坂、館の一部（広瀬館V）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字小坂、館の一部（広瀬館V）

5 認証年月日

令和7年5月30日

富山県告示第274号

土地改良区の定款変更の認可について

富山市月岡土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭

和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 6 月 3 日認可した。

令和 7 年 6 月 11 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第275号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

愛本新用水土地改良区から申請のあった定款変更及び中ノ口地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、令和 7 年 5 月 30 日認可した。

令和 7 年 6 月 11 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県選挙管理委員会告示第39号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、立山町選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和 7 年 6 月 11 日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

施設の名称	施設の所在地
立山町防災児童館複合施設	中新川郡立山町前沢2385番地

富山県選挙管理委員会告示第40号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の
取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取り消した旨、砺波市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和7年6月11日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の名称	施設の所在地
砺波市林ふれあい会館	砺波市林 858番地

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和7年6月11日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市宮村365番及び366番 1	同 左	道路、公園、下水道	石川県金沢市西念三丁目 5 番27号	アラックスエスレート株式会社

正 誤

令和7年3月31日付け号外(5)富山県訓令第4号「富山県文書管理規程の一部を改正する訓令」中

頁	行	誤	正
4	上から 8	観光推進室	観光振興室

令和 7 年 3 月 31 日付け号外(7)富山県訓令第 6 号「富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令」中

頁 7

行 上から 2 行目から 7 行目

誤

(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 24 条第 1 項及び第 43 条第 1 項（同法第 48 条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査に関すること。

別表第 2 の 1 の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄第 38 号の次に次の 1 号を加える。

(39) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 46 条の 2 の規定による書面の交付に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

正

(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 24 条第 1 項及び第 43 条第 1 項（同法第 48 条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査に関すること。

令和 7 年 4 月 7 日付け第 5359 公告「大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について」中

頁	行	誤	正
4	上から 5・6	石川県白山市 横江町 5180 番地	石川県白山市 松本町 2512 番地

